機能等証明書

大分県教育庁教育ＤＸ推進課

機能等証明書

１　機能等証明書とは

(1)　機能等証明書とは、納入しようとする物品が仕様書に示す各項目の仕様を満たすことを証明する書類を意味する。

(2)　入札に参加するためには、機能等証明書を大分県教育庁教育ＤＸ推進課に提出し、審査を受け、承認を受けなければならない。

２　機能等証明書の提出

(1)　提出期限　令和７年６月１３日（金）　１７時１５分

(2)　提出先

〒８７０－８５０３

大分県大分市府内町３丁目１０番１号

大分県教育庁教育ＤＸ推進課

(3)　注意事項

ア　提出された機能等証明書については、説明を求めることがあるので、原則として上記(2)の提出先に持参すること。ただし、持参できないときは、上記(2)の場所に提出期限までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

イ　提出された機能等証明書に不備が認められたときは、受付をしない（郵送による提出の場合は、返送する。）場合があるが、これを理由に提出期限を延長することはできないので、余裕をもって提出すること。

ウ　仕様書に記載のない項目については、文科省の最低スペック基準を満たすこと。ただし、タッチペンなど本調達に含まれないものは対象としない。

３　提出書類

(1)　機能等証明書（別添様式３）【機種は一覧表により別添資料として構わない。】

(2)　納入機器仕様一覧（別添様式４）

(3)　上記(２)納入機器仕様一覧の各項目の内容を確認できる資料として製品仕様書、カタログ等を必ず添付すること。なお、内容の確認を行う上で必要な箇所には、マーカー、○囲み等の表示を施すこと。

４　提出に際しての注意事項

(1)　提出書類のサイズは、Ａ４版とし、上記３の順番に綴って提出すること。

(2)　製品仕様書等の添付資料については、上記３(2)納入機器仕様一覧の「資料Ｎｏ」のインデックスを貼付すること。

（別添様式３）

機　能　等　証　明　書

令和　　年　　月　　日

大分県知事　佐藤　樹一郎　殿

住　所　〒

（ふりがな）

商号又は名称

（ふりがな）

氏　　名

（法人にあっては、代表者の職氏名）

　大分県が行う学習者用タブレット端末調達業務に係る入札に関し、下記のとおり仕様書の各項目を満たすことを証明します。

なお、関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　納入を予定している機器

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | メーカー名 | 品名（モデル名） | 型式（型番） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２　仕様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 目 | 内　 　　容 | 証 　明 |
| (1)機能 | 仕様書に基づく全ての機能を有していること | 納入機器仕様一覧  （別添様式４のとおり） |